

## 国立公園内における風力発電施設設置に関する許可について

国立公園内の特別地域に風力発電施設を設置しようとする場合の自然公園法の許可基準は、以下のとおり。

### 1 自然公園法

#### (1) 第20条第3項

特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国立公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（以下略）

第1号 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。（以下第2号～第18号略）

#### (2) 第20条第4項

環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

### 2 環境省令：自然公園法施行規則第11条第11項（風力発電の許可基準）

風力発電施設の新築（改築又は増築含む）について、許可基準をすべて満たす場合は、許可することができる。（風力発電の許可基準は、資料5の左欄参照）

### 3 風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて

技術的ガイドラインは、自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を定めた「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成22年4月1日付け環自国発第100401008号環境省自然環境局長通知）記載の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」（第1項第3号）及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすもので」（第1項第4号）を補足する具体的な考え方として取り扱われている。

（平成23年3月環境省自然環境局国立公園課長通知、一部改正平成25年3月同国立公園課長通知）

### 4 環境大臣への協議について

国立公園において、一定規模を超える工作物の許可をしようとする場合には、知事は環境大臣に協議しなければならないこととされている。

#### (1) 自然公園法第20条第5項

都道府県知事は、国立公園について第3項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

#### (2) 環境省令：自然公園法施行規則第11条の3第1号

法第20条第5項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

その高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。）が50メートル又はその地上部分の容積が30000立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが50メートル又はその地上部分の容積が30000立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）（以下略）